

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に応じて いただいた飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金等について (5月12日以降の時間短縮分)

県では、まん延防止等重点措置を講じるべき区域及びその他の区域に対する営業時間短縮等の要請について、県内の感染状況等を踏まえ、5月31日まで継続することとしました。

これに伴い、要請に御協力いただいた飲食店に対し、協力金を支給します。

また、飲食店の感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査について、調査期間の延長等を行います。

I 飲食店に対する感染拡大防止対策協力金

1 支給対象

原則として、令和3年5月12日から5月31日までの全期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

2 主な支給要件及び支給額

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域

(千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市)

①主な支給要件

- ・20時から翌朝5時まで営業自粛すること
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わないこと
- ・「換気の徹底」等、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底することと併せて飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

②支給額

以下の区分に応じて算定した日額×20日分

5月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月15日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から5月31日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高 (※1)

10万円以下の店舗	4万円
10万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円

1店舗あたり80万円から200万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額 (※2) × 0.4
(上限20万円)

1店舗あたり最大400万円（全期間御協力いただいた場合）

(2) まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域**① 主な支給要件**

- ・ 21時から翌朝5時までの営業を自粛すること
- ・ 酒類の提供は11時から20時までとすること
- ・ 「換気の徹底」等、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底することと併せて飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

② 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×20日分

5月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、5月15日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から5月31日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高 (※1)

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円

1店舗あたり50万円から150万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】 ※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額 (※2) × 0.4
(上限20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額)

1店舗あたり最大400万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年5月の飲食部門の売上高の合計額 ÷ 31日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

(令和元年又は令和2年5月の売上高の合計額 - 令和3年5月の売上高の合計額) ÷ 31日

※3 協力金の詳細、受付期間、申請方法、申請書類等については、後日お知らせします。

※4 開店1年未満の店舗等については、売上高の計算方法の特例がありますので、後日発表する申請要領で御確認ください。

- ※5 協力金の申請時に営業時間の短縮及び酒類の提供時間の短縮を行ったことや、感染拡大防止対策を実施していたことが確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度や県のホームページ等を参考に、記録をお願いします。

3 予算について

補正予算額 300億円

- ※ 財源は全額国庫支出金
(地方創生臨時交付金 協力要請推進枠分等282.5億円、事業者支援分17.5億円)
- ※ 知事専決による予算措置を行います。

4 感染拡大防止対策協力金についての問い合わせ先

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】0570-003894

【受付時間】9時から18時まで(土・日・祝含む)

II 飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業

1 概要

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査については、調査期間を延長し、対策の不十分な店舗に対し、繰り返し調査を実施します。

[調査期間] 令和3年5月12日～令和3年5月31日

[調査項目例]

- ・座席の間隔の確保又はアクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供自粛(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)
- ・時短営業の遵守 など

2 予算

補正予算額 8千万円

- ※ 財源は全額国庫支出金(地方創生臨時交付金 協力要請推進枠分)
- ※ 知事専決による予算措置を行います。

3 現地調査事業についての問い合わせ先

コールセンター

【電話番号】043-239-6236(市川、船橋、千葉、習志野)

047-703-7127(柏、松戸、浦安、八千代、鎌ヶ谷、野田、
流山、我孫子)

【受付時間】13時から22時まで(土・日・祝含む)